

資料4 平成28年度手続実施の公表を行わなかった案件

平成28年度における市民参加手続を要する行政活動について、開催の周知に関する公表を行わなかった案件は下記のとおりです。

審議会等

- 会議名称 第4回 第4期石狩市農業振興計画策定委員会
- 日 時 平成28年11月21日(月) 午後2時～午後4時
- 場 所 市役所第1委員会室(5階)
- 議 題 「第4回石狩市農業振興計画の素案について」
・その他

【参考】

提言依頼 平成28年7月4日
提 言 日 平成29年3月17日

上記の件については、本来であれば、規定に基づいて委員会開催前に周知を行うべきところであったが、資料提出期限の11月15日より遅れ、17日に提出されたため、「あい・ボード」「広報メモ」の掲示ができなかったものです。

・対応状況

あい・ボード、広報メモについての公表はできませんでしたが、資料提出を受けた同日11月17日に、市ホームページにて公表しました。

審議会等の開催予定については、毎週庁内照会を行っていますが、市民参加手続きの公開を担当している企画課へ必ず報告するよう、再度周知徹底を図りました。

【参考】

条例第14条(諮問事案等の公表)について

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

条例第8条(公表の方法等)について

第8条 **抜 粋**

- (1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
- (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表
- (3) 市広報誌への掲載による必要事項の全部又は概要の公表
- (4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表